

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第4号**

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(入居の申込み) <b>第3条</b> (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。 4 (略)	(入居の申込み) <b>第3条</b> (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。 4 (略)

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。